

令和6年4月1日～適用

自動車運転の業務（ドライバー）に従事される方々の 時間外労働等の基準が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第367号）により令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用されます。

主な改正内容

タクシー運転者



《時間外労働》

法律による残業時間の上限なし

【厚生労働大臣告示による上限】
時間外労働及び休日労働は、日勤勤務者は1日の拘束時間（16時間）、1か月の拘束時間（299時間）を限度とし、隔日勤務者は2暦日の拘束時間（21時間）、1か月の拘束時間（原則262時間、労使協定により270時間まで）を限度

改正

トラック運転者



《時間外労働》

法律による残業時間の上限なし

【厚生労働大臣告示による上限】
時間外労働及び休日労働は、1日の拘束時間（16時間）、1か月の拘束時間（原則293時間、労使協定により320時間まで）を限度

改正

バス運転者



《時間外労働》

法律による残業時間の上限なし

【厚生労働大臣告示による上限】
時間外労働及び休日労働は、1日の拘束時間（16時間）、4週間の拘束時間（原則260時間、労使協定により286時間まで）を限度

改正

法律による
残業時間の
上限規制あり

月45時間
年360時間

（臨時的な特別な
事情がある場合でも
年960時間まで）

※その他の詳しい改正内容につきましては
こちらをご覧ください。

厚労省 改善基準告示

検索

厚生労働省

北海道労働局



北海道

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 主な改正内容の新旧対照表

【トラック運転者関係】

| | 新 | 旧 |
|----------------------------|--|--|
| 1か月の拘束時間 | 1年の拘束時間は3,300時間以内、かつ、1か月の拘束時間は284時間以内 ※労使協定により、1年のうち6か月までは、1年の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を310時間まで延長できる | 1か月293時間以内 ※労使協定により、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において320時間までの時間まで延長できる |
| 1日の拘束時間 | 原則13時間 上限15時間、14時間超えは1週間について2回以内を目安とする(例外あり) | 原則13時間 最大16時間、15時間超えは1週間について2回以内 |
| 1日の休息期間 | 継続11時間以上を原則とし、最低9時間(例外あり) | 継続8時間以上 |
| 運転時間 | 2日を平均して1日当たり9時間以内 2週間平均で1週間当たり44時間以内 | 2日を平均して1日当たり9時間以内 2週間平均で1週間当たり44時間以内 |
| 連続運転時間 | 4時間以内(1回おおむね連続10分以上、かつ合計30分以上の運転中断(休憩)が必要 例外あり) | 4時間以内(1回連続10分以上、かつ合計30分以上の運転中断が必要) |
| 時間外労働 | 原則、月45時間、年360時間 (臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間まで) | 法律による残業時間の上限なし ※厚生労働大臣告示で示された基準では、時間外労働及び休日労働は、1日の拘束時間(16時間)、1か月の拘束時間(原則293時間、労使協定により320時間まで)を限度とする |
| 時間外労働が月60時間を超える場合の残業割増賃金率※ | 大企業：50% 中小企業：50%(令和5年4月1日以降) | 大企業：50% 中小企業：25% |
| 適用年月日 | 令和6年4月1日以降 | 令和6年3月31日まで |

※時間外労働が月60時間を超える場合の残業割増賃金率については、労働基準法による定めとなっております。

※その他の詳しい改正内容につきましては
こちらをご覧ください。

厚労省 改善基準告示

検索

厚生労働省

北海道労働局



北海道